

平成28年度第2回草加市みんなでまちづくり会議

議 事 録

1 開催日時

平成28年7月27日(水)午後7時~午後9時

2 開催場所

草加市立中央公民館 第1・2講座室

3 出席者の氏名

(1) 登録員 28名

(2) 事務局 みんなでまちづくり課：山中課長、藤倉課長補佐、巖上主査、木村主事、二見主事

吉田主事、福島主事

市民活動センター：亀山所長、細野主事

4 会議の議題

「首都直下型地震時の高年者世帯の避難補助体制の構築」

5 公開・非公開の別

公開

6 傍聴者数

0人

7 会議の内容

別紙議事録のとおり

8 議事録署名人

川上登登録員、白井章仁登録員

平成28年度第2回草加市みんなでまちづくり会議 議 事 録

【実施日時】 平成28年7月27日(水)午後7時～午後9時

【実施場所】 草加市立中央公民館 第1・2講座室

【出席者】 まちづくり登録員：28名、傍聴者：0名

事務局：みんなでまちづくり課 山中課長、藤倉課長補佐、巖上主査、木村主事、二見主事
吉田主事、福島主事
市民活動センター 亀山所長、細野主事

1. 開 会

2. 議 事

<議題> 「首都直下型地震時の高齢者世帯の避難補助体制の構築」

3. 閉 会

【議事内容】

<p>-開会-</p> <p>【事務局】 (藤倉課長補佐)</p> <p>【事務局】 (山中課長)</p> <p>【事務局】 (藤倉課長補佐)</p>	<p>本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。定刻になりましたので、平成28年度第2回草加市みんなでまちづくり会議を開催します。本日司会を務めさせていただきます。みんなでまちづくり課課長補佐の藤倉です。よろしくお願いいたします。</p> <p>初めに、事務局のみんなでまちづくり課課長 山中よりご挨拶申し上げます。</p> <p>皆さんこんばんは。大変お忙しい中、大勢の登録員の皆さまにお集まりいただき誠にありがとうございます。前回、4月26日に開催した会議では、「首都直下型地震時の高齢者世帯の避難補助体制の構築」というテーマで議論をしていただきました。大変重く、なかなか結論が出るようなテーマではないということで、本日の会議も同じテーマで議論していただくようになりました。1回や2回の会議で結論が出るようなテーマではないかもしれませんが、皆さま方のご意見を参考にさせていただきたいと思っておりますので、本日も時間の許す中、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは議題に入る前に、この“みんなでまちづくり会議”の概要について、今日初めてご参加されている方もいらっしゃると思いますので、手短にご説明させていただきます。</p> <p>本日、皆さまにお集まりいただいているこの「みんなでまちづくり会議」は、草加市みんなでまちづくり自治基本条例に基づき開催しており、皆さまの意見を市政に反映するための会議となっております。短い期間となりますが、ぜひ積極的なご意見を各グループで出しいただき、皆さんと共有できればと思っております。</p> <p>それでは、お配りした資料の確認です。</p> <p>【配布資料確認】</p> <p>会議の次第 資料「平成28年度第1回みんなでまちづくり会議意見の整理」 資料「テーマ一覧」</p>
---	---

	<p>資料「みんなでまちづくり会議の運用」 条文「草加市みんなでまちづくり自治基本条例」 条文「草加市みんなでまちづくり自治基本条例に定めるまちづくりの参画手続きに関する規則」 今回のテーマ募集で応募があったテーマの一覧</p> <p>【会議録の署名について】 次に、会議開催に当たり議事録を作成しますので、議事録の署名人を2名決定します。本日は、川上登録員、白井章仁登録員にお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。</p>
【議事録署名人】	はい。（議事録署名人了承）
【事務局】 (藤倉課長補佐)	<p>ありがとうございます。それでは、川上登録員、白井登録員、よろしく申し上げます。 本日の議題は、前回のみんなでまちづくり会議から引き続きまして「首都直下型地震時の高年者世帯の避難補助体制の構築」についてです。 本日の会議の進行ですが、前回の会議の中で引き続き、まちづくり登録員の青柳伊佐雄登録員と浅古経一登録員にお願いすることが決まっておりますので、この後、青柳登録員と浅古登録員の進行を進めてまいりたいと思います。それではよろしく申し上げます。</p>
【進行A】	<p style="text-align: center;">青柳登録員・浅古登録員 挨拶</p> <p>本日の進め方ですが、前回の意見を整理した内容のまとめについて要約して報告をした上で、前回の議論から引き続きグループ毎の議論を進めていただきたいと思います。その後、各グループで整理した意見を発表していただきます。意見については、前回と同じように模造紙と付箋紙を使って整理したものを発表していただき、全体で共有していきます。最終的にテーマを出題された登録員から皆さんの意見を聞いた感想をお話しいただく形で進めたいと思っております。このテーマに関係して、これからどのように取り組んでいくべきなのかというところで話がまとめられれば良いと思っております。</p>
【進行B】	<p>それでは、前回の会議で整理した意見のまとめについてお話しをさせていただきます。今回のテーマは「首都直下型地震時の高年者世帯の避難補助体制の構築」ですが、高年者世帯だけにとらわれず、身体障がい者、社会的弱者という方まで話を含めて前回は議論をしました。各グループから意見をいただきましたので、発表させていただきたいと思います。グループごとに意見をまとめたものを机上に用意しましたので、そちらをご覧くださいと思います。</p> <p>【Aグループ】訓練をしながら隣近所の情報をまとめていき、住民同士で周知徹底していくことで対処するといいいのではないかと。【Bグループ】向こう三軒両隣で小さなグループを作ってあらかじめ情報を知らせておき、緊急時には対処するといいいのではないかと。【Cグループ】災害前の平日頃から隣近所付き合い、コミュニケーションをとることが一番大事ではないかと。また、災害時の安否確認方法として、表側に「SOS」、裏側に「避難所にいる」と書かれたプレートをつくり、玄関に貼っておけば居場所が分かるのではないかと。【Dグループ】町会の班の範囲ならば誰が住んでいるかが分かるし、町会に入っていない人がいたとして</p>

	<p>も、狭い範囲ならば何となく分かるのではないか。【補足意見】普段から意思疎通できているような身の回りの小さなグループがあることが大事である。その実例として、松原団地見守りネットワークの記載がありますが、地域に根付いたすばらしいネットワークづくりの活動が挙げられました。私の感想としては、前回の議論の中で、人と人とのつながりの重要性や地域との関わり方、人とのように関わってコミュニケーションをとっていくことが大事なのか、それが避難補助体制の構築の一部を担うきっかけになると思いました。その上で、今日の議論にもつながるのですが、ご近所同士のネットワークを深めるためにはどうすればよいのか、どのような方法があるのかといった感想を持った次第です。</p>
【進行A】	<p>前回で出た意見について、詳しくは資料にありますので、それを見ながら今日の議論を早速始めていただければと思います。始めるにあたり、それぞれのグループで記録と発表の中心になっていただく方を決めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
【進行B】	<p>先ほども申し上げましたように、前回は人と人とのつながりや地域との関わり方といった、人と人とのコミュニケーションの重要性という意見が多くあったと思います。それに伴い、このテーマに対して自分たちは何ができるか、どういった行動ができるのかということについて議論していただきたいと思います。簡単に自分のことを話させていただきますと、自分は今、瀬崎コミュニティセンターで働いています。そこには、地域の方々や子どもたち、高年者の方々といった人たちが多く集まります。また、町会の活動にも参加しているので、そういったところに顔を出すことによって、自分の身の回り、近くにどういった方が住んでいるのかという情報を把握することができます。そういった情報を持っていると、災害が起きた時に対応ができるのではないかと正直感じております。本日は、議論の内容を高めるためにも、どういったコミュニティの場なら参加して交流して居心地がよくなり災害が起きた時に対応できるのか。私ならこういったことができますよという、現在活動していることでもいいと思います。テーマに対して、自分たちなら何ができるかということをお話していただきたいと思っております。</p>
	<p style="text-align: center;">グループごとの議論</p>
【進行A】	<p>皆さん、ご意見は出していただきましたか。グループごとに発表していただきたいと思えます。Aグループお願いします。</p>
【登録員A】	<p>まず、このグループにはテーマを出題された登録員がいらっしゃるので、テーマを出題された趣旨を再確認しました。班長になった時に渡された班員の名簿が名前しかなかったのので、この人たちをどうやって守ったらいいのかということが最初の発案の趣旨だったそうです。では、名簿がないからといって何もしないわけではなくて、やはり自らエリアの名簿を作って、実際助けなければいけないのは誰かを確認することが重要だろうという発言がありました。他の地域では、すでに名簿を作成していたり、いざという時に何ができるかということをやっている地域もあるということなので、地域によって濃淡があるのではないのでしょうか。では、町会だけではなくて、町会に入っていない人も含めて普段からコミュニケーションがとれるような状態にするには、我々は何をしたらいいのかということを考えました。</p>

	<p>やはり、ボランティア精神が必要ではないかという意見がありました。でもそれだけではなくて、お互い様の精神で、町会の会員だけではなく、町会に入っていない人も含めて近くにどんな人が住んでいるのか知りたい、いざという時に手助けが必要な状態の方のことをもう少し詳しく知りたいというコミュニケーションの仕方が大切なのではないか。そのために、私も含めて一步前に出なければいけないし、助けが必要な方はいざという時には助けて欲しいというSOSを出すかもしれませんが、普段の時には大丈夫ですと言うかもしれないので、お互い一步前に出ることが必要ではないかという話が出ました。</p>
【進行A】	<p>お互い一步前に出てコミュニケーションをとることが必要だという意見でした。いざという時に役所はすぐに役に立たないという話も出ていました。すぐには役に立たないということです。常日頃の自分たちの心構えが大事だという印象的な話が出ていたことを補足させていただきます。では、Cグループをお願いします。</p>
【登録員B】	<p>避難所の運営訓練が7月3日に行われ、その話で盛り上がりました。肝心なことはやはり、避難所を運営するというよりも、避難所に行くまでのことが大事だということから、それぞれ身近な活動の話をしました。その中で大変参考になった人の話を聞いていただきたいと思います。消火訓練は町会ごとに日頃からやっていますが、災害に備えてのコミュニティづくりを進めているという、12の町会で構成する「ふれあいコミュニティ吉町」の【登録員C】の話を聞いてください。</p>
【登録員C】	<p>「ふれあいコミュニティ吉町」は、吉町12町会・自治会で有志を募り、コミュニティ推進委員として140名程のメンバーがいます。そのメンバーが、常日頃から防災講演会や防災訓練などに参加して、地元で災害はいつ起こるか分からないということを肝に銘じております。その上で、災害が起きた時はどうするかということを考え、避難する時には、まずは援護が必要な人がいるかいないかを個別に把握することが大切だということで、これは前回話をしたのですが、「SOS」「避難所にいる」というプレートを用意することです。ただし、大きな災害が起きた時には、もしかしたら車が通れない、道路が人でいっぱいになるということがあります。要援護者をどうやって移送するのかということが悩みの種です。草加市は道が狭いところや木造家屋がたくさんあります。火災が起きた時の避難について考えた時にぞっとするところです。「ふれあいコミュニティ吉町」としては、防災講演会や防災訓練を実施し、災害があった時のために備えています。</p>
【登録員B】	<p>以上、Cグループの発表は終わります。ありがとうございました。</p>
【進行A】	<p>ありがとうございます。Dグループをお願いします。</p>
【登録員D】	<p>まず、災害の前に心がけておく事について話し合われました。コミュニケーションが大事だろう。向こう三軒両隣、日頃から声をかけ、心にかけてお付き合いをすることが大切である。災害時は商店会も協力する訓練をできるようにということ。それから、町会が大事であるということをみんなに周知していただくことが大事ではないかということです。避難所として指定されている各小中学校で訓練が行われていますが、訓練の内容の検討や、何度も何</p>

度も訓練を行うことが必要だろうということです。それから、遠くの親戚よりも近くの他人。それから、浦和では災害時にファミリーレストランから援助していただくような契約をしているという話を聞いたことがあったので、日頃からそういう事も大切ではないかという話でした。それから、もし昼間に災害が起きた時には、中学校の生徒にお願いするようなことも検討して、高年者の援助にあたっていただいてもいいのではないかと。それから、災害時の弱者救済の考え方についても話をしておいた方がいいのではないかと。他には初歩的なことですが、避難所の場所を家族で話し合っておくということと、3日間は自分で自分の命を守れとよく言われますが、飲み物として水の用意、それからトイレ用の黒いビニールや備蓄倉庫にあるような食べ物、カンパンの缶詰めが売っておりますので、3日間は自分で自分の命を守るという心掛けが必要ではないかと思えます。それから、災害時の要援護者名簿が行政側で作られていると思えますが、災害が起きた時にどのように活用して支援する体制を作るのか決めておいていただきたいと思えます。名簿を作りましたよ、災害時は公開しますよと言っても、ではどういった体制を整えるかということまで、ぜひ公助の方で考えていただきたいと思えます。それから、一次避難場所が小・中学校、二次避難所が市内の各施設と伺っておりますが、今、Aグループの【登録員A】や車いすの方と一緒に市内の公民館やコミセンなどの施設を回って、トイレのバリアフリー化を見て回っておりますが、車いすが利用できるトイレが少ない。新しい施設で満点のところが何か所かありましたが、そういった施設に車いすの方たちが移動できるように、車いすの方はこの施設がいい、視覚障がいの方はここだね、聴覚障がいの方にはアイドラゴンが設置された施設がいいといったように、そこに行きつくかどうかはまた別問題として、障がいによって何か所かを決めておくことが必要だと思えました。車いすの方が避難所に運ばれたけれど、その施設はトイレが使えないという状況では意味がないと思えます。それから、大きな問題ですが、草加は災害が起きた時には液状化が怖いと言われておりますが、液状化の対策を講じて欲しいです。それから、バリアフリー化の構築も平素の事業として行政で考えていただきたいということでした。他には、弱者の中には赤ちゃんもおりますが、東日本や神戸などの災害経験者の話を伺いますと、赤ちゃんの泣き声がうるさくて避難所にいられなかったとか、ベッドでないと寝られないのに本当に辛かったとか、それぞれの弱者の方がいるので、そういう方にとってどの施設がいいかということも具体的に決めておかないと意味がないと思えました。

【登録員E】

バリアフリーで言うと、松原大橋がきれいになったのですが、急こう配になっていて歩きにくいので何とかならないかというご意見がありました。

【登録員D】

事前のこととして、目の不自由な方や妊婦のようなハンディを抱えている人たちにとって何が大変かということを経験しておくことも、直結ではないですが災害時に役に立つのではないかという話がありました。

【進行A】

ありがとうございます。Bグループお願いします。

【登録員F】

ソフト面とハード面について話し合いました。ハード面はインフラです。ソフト面は要するに人です。私は随分危機管理課に通っているいろいろ教えていただいたのですが、草加は何しろ液状化が一番怖い。過去をさかのぼっても、絶対ということはありませんけれども、大きな

震度はありません。ただ、草加はもともと沼地で、自然堤防で川が流れているような場所で、そこに土を盛ってコンクリートで固めているので、液状化がどこでどう起こるか全く予想がつかないとのことでした。歴史民俗資料館の館長から言われたのですが、橋が落ちるかもしれないし、確実に言えるのはマンホールが飛び上がるということだそうです。その時は、救急車や消防車はその上を突っ切っても、壊してでも行くしかないということです。草加はそのくらいの覚悟をもって走ってくれと言われました。あとはヘリ関係です。埼玉県には何台かヘリコプターがありますが、昼間しか使えないので夜は全部自衛隊です。基本的に降りられるのは、小・中学校、高校と綾瀬川左岸広場などの公園だけで市立病院も降りられないので、あとは全部ホバリングです。要するに、ハシゴを下して担いで上げていきます。水に関しては、一応草加では地下水を確保しているので、ヘリコプターを使えば運べるだろうというのですが、どのくらいまで低空飛行ができるのか、要するに高層マンションなどは上層まではポンプアップができないと聞いています。あまり上がらないので、はっきり言ってこれは私たちがどうこう言っている場合ではないので、至急、みんなでまちづくり課から危機管理課へ聞いていただきたいと思います。他に、ソフトの面で一番大事なのは、やはり各避難所を仕切れる若いリーダーを早期に作らなければいけないということではないでしょうか。ある程度道具を使いこなせて、段取りができるリーダーです。お神輿などで頑張っている若い人たちがいるので、各町会にもいると思うのですが、やはり訓練を何度もしておく必要があると思います。それと、やはり中学生になれば戦力になりますので、学校で避難訓練はやっているかもしれませんが、防災訓練の時に道具の使い方などを中高生に学んでもらいたいと思います。防災無線についてですが、市の危機管理課は自衛隊などと直通でやれると思うのですが、市内にもいくつか拠点を設置して使えたらいいと思います。要援護者については、全部誘導するというのは無理だと思うので、逆に自宅に居てもらって水や食料を持っていくというやり方もあるのではないのでしょうか。そのような方法が私たちの話し合いの中ではできました。どう考えても、身体障がい者を担いだり、リアカーに乗せて連れて行くわけにはいきませんので、逆に自宅に居てもらう方が安全だと思います。それと、そんなに大した予算にならないと思うので、すべり止めなどの備品関係については市で用意し、ボランティアを募って高齢者や身体障がい者などのお宅に設置するようになりたいかがでしょうか。戸建ての耐震に関しては、行政が定期的に専門家を入れて調べて欲しいと思います。最後に、避難する時には必ずブレーカーを落とすことが大切です。ブレーカーを落とす機械が売っていますので、結構な値段になってしまうかもしれませんができれば予算をつけていただき、行政で用意していただければかなり被害は防げると思います。

【進行A】

ありがとうございます。Eグループお願いします。

【登録員G】

このグループは前回誰も出席していません。話し合ったことだけお話をさせていただきます。私はこの街で産まれて育って77年。正味75年はこの街にいます。それで、災害らしい災害で頭の中に残っているのは、昭和20年代の台風だけです。逆に言うと、この街を選んで引っ越して来られた方は、災害が少ないということで選ばれたのではないかと思います。みんなでまちづくり自治基本条例ができたのは平成16年ですから、10年前になります。その頃から、コミュニティの問題もありましたし、5・6年前からネットワークづくりなども考えてらっしゃるのですが、私の経験から言わせていただきますと、私の母親は上野と浅草の間で産

まれ育ったので、関東大震災を知っているのです。大震災の時は上野の山に逃げたと言っていました。私は昭和20年に小学1年生に入学ですから、今でいう幼稚園から小学校1年生までは毎日のように空襲警報を聞いていました。そのような中で母親から言われていたのは逃げる場所だけです。当時、草加はそんなに家がありませんでした。私は草加の駅前に住んでいて、線路を越すのですが、草加神社の周りはほとんど畑だったので、なんだかんだそこがよかったです。家に居ようが外に居ようが、周りが危なくなったらそこに逃げました。隣近所は井戸などを一緒にやっていたので、隣に誰がいるかはみんな分かっていたし、お互いのことを分かっていたので、避難ということではずっと不安なく過ごしてきました。町会に入ったらいいのではないかとというような、1回目と同じような話が出たのですが、皆さんがずっと話していたことと思いは同じです。しかし、実際に何年もできていないのです。その時間を使って子どもに教育をしていったらどうでしょうか。例えば、小学校のうちから地震が起こった時にはどうして下さいということを知識として入れておいてあげないと、東日本大震災の津波も50年もたつと風化してしまうのです。毎年毎年子どもたちが習っていってくれば、新しい知識がどんどん途絶えないで済むわけで、今すぐできることとして来年度からでも教育に取り入れる。特に若い人の教育に取り入れることを提言したいと思います。後はいろんなことを考えても非現実的で、先ほどの液状化云々ですが、そのような話が出てきてからまだ10年程度しか経っていないので、それ以前に建った建物は一切考えていません。避難所になっている学校の中にも、液状化ということでは正直言って危ないところがあります。この街は水道管を通した時に地下水を抜いたので、あちこちでものすごい地盤沈下をしたのです。その問題がすごく多かったです。現実には1m以上下がったところがあると思います。今、谷塚の安行街道で交差点の工事をやっている辺りが一番ひどかったと思うのですが、おそらく1m以上下がったのではないかと。そういう事で、災害に対しては何も予備知識がない市民で、今まで考えたことがない人ばかりがそろっていると考えた方がいいと思うし、マンションに住んでいる方は耐震化しているのだから逃げなくてもいいのです。ただ、町会に加入してくださいと言う時には、町会に加入していないと災害が起きた時に援助物資がこないですよと言うくらいです。ここに居ると建物が潰れて死んでしまいますよという話はできないわけで、とっても無理な話なのです。実際には、今から10年以上前に建った木造の住宅に住んでいる方が一番大変です。液状化もそうです。この街は15年くらい前までは地耐力3tと申しました。1平方メートルで3tに耐えられれば家が建ったのです。私は建築業をやっていて古い家の耐震の相談を受けるのですが、やめた方がいいですよ、お金がいくらかかるか分からないと言います。すごくお金がかかるので、新しい家を作った方が早いのではないかと、壊して新しい家を建てた方が立派に立ちますよと言います。長くなりますので、Eグループは子どもたちへの教育を十分にやっていただくことを提言させていただいて、発表に代えさせていただきます。

【進行A】

それぞれのグループで貴重な話し合いができたと思います。共通する部分としては、コミュニティ、それから備えの問題、災害の前から準備すること、訓練の大事さなど、それぞれ出ていたと思います。もう少し議論を全体で共有化していくために、他のグループから出た意見の補足などがありましたらご意見をいただいて、その後、テーマを出題された登録員から5分程、2回の会議で話し合ったことについて感想をいただきたいと思います。今はグループの代表者の報告でしたが、それに加えて私たちのグループではこういう話があった、自分

	<p>としてはこのように思う、或いは他のグループに対する意見でも結構です。もう少し他のグループのことで聞いておきたいことがありましたらお願いします。</p> <p style="text-align: center;">意見なし</p> <p>それでは、テーマを出題された登録員から、2回の会議で出された各グループの意見を聞いて、どのような感想を持たれたのかお話ししていただけますか。</p>
【登録員H】	<p>非常に参考になりました。ありがとうございます。私は今、町内会の班長をやっております。班長はもう何回やったか忘れましたが、班長ではない時には別に深く考えないのですが、班長になりますと、最近地震が多いので自分が班長の時に地震が起きたらどうしようという心配があります。皆様のご意見をこの前と今日、2回お聞きすることができまして、非常に参考になりました。私が班長になった時に名簿を渡されたのです。あなたの班はこういう人がいますよ。ですが、苗字しかないのです。電話番号もない。家族構成もない。年齢も書いてない。こういう紙を渡されまして、回覧板をこの順番に回すのですが、班長としての仕事としては別に難しいことはない。地震が起きた時には集合場所というのがあって、そこに班の全員を無事に連れていかなければならない。一人で動けない人はどうするのか、そういう分からないところがいくつかありまして、テーマに挙げさせていただきました。今日、分かったことを最後に申し上げます。私の班だけでも、苗字だけではなく名前や家族構成、年齢、電話番号も入れて名簿を自分で作ろうと思います。それから、一人で動けない人をマークしておきます。そこまではもうすぐ防災訓練があるのでやっておこうと思います。それが私の結論です。あとはもうその時はその時。研究は10年、判断は一瞬です。これでいくしかない。どうもありがとうございました。</p>
【進行A】	<p>ありがとうございます。まずは自分の班だけでも名簿を作ろうということ、皆さんどのように考えられるでしょうか。町会によってはかなりしっかりした名簿を作っているところもあるようですし、或いはそのことと個人のプライバシーの問題はどうなるかと言ったことを疑問に思う方もいらっしゃるかもしれません。でも、やはりそういう情報を一人一人が周りの人との関係で何らかの形で作っておく、つかんでおくというのは、やはり大事なことだと思います。今、テーマを出題された登録員の話聞いた上で、もう一度皆さんに感想でも結構ですので、この場で言っておきたいことがあれば、何人かの方からお話をいただきたいと思います。</p>
【登録員F】	<p>私は氷川町に住んでいます。氷川コミュニティセンターに行きたかったのですが行き方が分からなかったのも、何人かに聞きましたが誰も知りませんでした。道しるべもないし、施設の近くになってやっと知っている人がいたので、教えていただいてやっと着きました。家族が別々に帰ってくる可能性があると思います。めったに草加で出歩かないお父さんたちが結構いると思うので、そういう時にやはり氷川小学校に行く道順くらいは分かりやすい矢印などをつけておいていただけたらいいと思います。避難場所ではなく避難所に行かないといけないのですよね。避難所への道案内を何とかつけていただきたいです。</p>
【進行A】	<p>この件については、他の方のご意見も聞いた上で、最後に市から説明してもらいたいと思います。他にいかがでしょうか。</p>

【登録員A】	<p>テーマを出題された登録員に触発されたわけではないのですが、私も一人世帯ですが町会に入っております、次年度班長なので、自分でリストを作って頑張っていきたいと思えます。今年は携われないかもしれませんが、そのようにやっていきたいと思ったところです。</p>
【進行A】	<p>すばらしいですね。他にどなたかいらっしゃいますか。</p>
【登録員I】	<p>時々、テレビのコマーシャルで「災害用伝言ダイヤル」のCMが流れると思うのですが、そういったことについて役所でももう少し考えていただきたいです。市内には防災行政無線が設置されていますが、家の場所によっては他の地域の情報が入ってきたり、音が反響してしまってきちんと聞こえないということがあるので、民生委員の方が対応するまでの間にすぐに情報が分かるような仕組みを検討していただければ非常にいいと思います。通信のネットワークが確立されているかどうかというのは難しいのですが、やはりインフラとしては非常に高いレベルにありますので、そういったところでは十分使えるような形をとっていただければと思いますので、コメントさせていただきました。</p>
【進行A】	<p>確かにインフラを作っていくというのは、市民のレベルではなかなか難しい部分です。その他にいかがでしょうか。</p>
【登録員D】	<p>先ほどブレーカーの話が出ましたが、神戸の地震の時にブレーカーが落ちてなかったから火災が起きたというのです。すごく重要なことだと思うので、火災が起きないような備えとして本当は各家で付けた方がいいと思います。主婦の間でも運動している方が結構いるのですが、やはりちょっと高いので躊躇してしまうようです。それからもう一つ、聴覚障がい者のための手話つきのニュースを伝えるアイドラゴンを市内に4か所、谷塚中・松江中・草加小・新田小につけてもらっているのですが、聴覚障がい者の方々がちょうどその近くに住んでいて情報を得られればいいのですが、遠いところに住んでいる人は情報が入らないということがあるので、そういったものもどんどん市内に広げていただいて、どこに住んでいても情報が得られるようにしていただくことが大切だと思います。</p>
【登録員J】	<p>地域のコミュニティが大事だという話をする時によく出てくるのは、町会に入ってくれない、個人情報の問題ということが多いのですが、災害ということを考えると、情報がないと助けに行きたくても行けないというところを強調して、プラスの面、例えば盆踊りをやるとかお祭りをやるとかいったことで町会に勧誘するのではなくて、万が一の時にあなたの死体を掘り出せないのですよと、極端に言えばそこまで本当に災害が起きた時は大変なことになるので、ぜひ町会に入って情報をくださいという進め方をしてみたらどうでしょうか。みんなでまちづくり課でぜひお願いします。要するに、町会に入るメリットとして明るいところだけではなくて、悲しいこと、つらいことを少しでも防ぐ意味にも必要だということをやぜひ強調していただきたいと思えます。</p>
【登録員H】	<p>ブレーカーのことですが、上に正しい重さの石を置いておけば、私がやろうとしたら家内がダメだというのでやってないのですが、私は自分で考えて、それで十分だと思えました。</p>

<p>【進行A】</p>	<p>大切なものならば、設置するための助成金を市の方に考えてもらってもいいのかもしれませんが、他にご意見がある方もいらっしゃると思いますが、ここで打ち切らせていただいて、市から感想をお願いします。</p>
<p>【事務局】 (藤倉課長補佐)</p>	<p>本日は時間がない中で、また2回目という事で、実際に皆さんならばどのようなことができるのかという事を意識していただきたくて、このようなテーマで話を進めていただいたのですが、非常に参考になることが多かったと思います。市でできることというのも限界があり、皆さんのお力を借りてできることがいろいろとあると思います。先ほど意見があった避難所への標識の話であったり、インフラの話であったり、行政がやらなければいけないことはたくさんあると思います。少なくとも、担当課とみんなでまちづくり課は、皆さんからいただいた意見を参考にしてまちづくりを進めていきたいと思っております。今日いただいたご意見は本当にごく一部だと思うのですが、皆さんで共有していただいたものに関しては何かのきっかけになるとと思いますので、口伝えでも構わないので、ぜひ近所の方に話していただければと思います。</p>
<p>【進行A】</p>	<p>ありがとうございました。ここ何回かの会議は、皆さんからいただいたご意見をまとめて市のデータベース的なものとして作っていく、そして市の施策を考えていく時に参考にしていただくということで話を進めてきました。今回のテーマについてもその方向で進んできていますし、今回の話し合いでは市がどうするかということだけではなくて、自分たちには何ができるのか、何をやっていくことが必要なのかということも含めて議論を進めていただきました。やはりそのことが、今後、市と市民とが協働で進めていく上でも参考になると思います。このテーマについては2回の会議で議論をしたので、今日の議論でまとめとさせていただきますがよろしいでしょうか。</p>
<p>【登録員】</p>	<p>賛成</p>
<p>【進行A】</p>	<p>まとめたものについては、次回の会議で報告させていただきます。よろしいでしょうか。次回のテーマについてですが、テーマが書かれた資料をお配りしております。5つのテーマが書かれていますが、これはお一人の方からのご意見なので、全部をそのまま取り上げるのではなくて、打合せを行う中で内容をつめていく必要があると考えております。そこで、5つのテーマのうち、次回のみんなでまちづくり会議ではどれを取り上げていくか、皆さんのご意見を聞かせていただきたいと思います。前回テーマを募集した際に、人権についてのテーマがありました。これについては、提案された方がこのところ会議に出られないということなので、出ていただけるようになってから検討をさせていただきたいと思います。</p>
<p>【登録員H】</p>	<p>それはおかしいと思います。特定の政治的なテーマはみんなでまちづくり会議の規則で取り上げないことになっております。規則では、特定の政治的又は宗教的な目的をもっていないものとなっております。特定の政党の政治的なテーマは取り上げることができないのではないのでしょうか。規則にあります。</p>

【進行A】	なぜこのテーマがその規定に該当すると思われるのですか。
【登録員H】	このテーマは子どもの権利がメインになっていて、これは子どもの権利条約、川崎で作られた条例のようなものです。これは、2012年参議院選挙での特定の政党の公約です。だから、政治的な公約のテーマはみんなでまちづくり会議で取り上げることはできないと規則に書いてあります。
【進行A】	どうでしょうか。この事が規則に抵触するかどうかはちょっと・・・
【登録員H】	抵触するのは明らかだから、Yahoo!やGoogleで検索すればできます。
【進行A】	国連の子どもの権利条約は批准されていますよね。
【登録員H】	これが政治的なテーマではない理由を逆に教えて欲しいです。
【登録員K】	とりあえず時間もないので、次回に向けては5つのテーマの中から選ぶといいと思います。
【進行A】	今のご意見については保留とさせていただきます。次回のテーマについて、お一人の登録員から5つのテーマを出していただきましたので、その中からどのテーマを取り上げるかについて確認をさせていただきたいのですがよろしいでしょうか。
【登録員】	賛成
【進行A】	今の【登録員H】からのご意見については保留とさせていただきたいと思います。タイトルだけだと分かりづらいのですが、このテーマを取り上げたらいいというご意見をいただければと思います。テーマを出題された登録員は本日欠席です。或いは、本日ご出席の皆さま方の中で、こういうことをみんなでまちづくり会議で話し合ったらどうかという提案があればそれでも結構です。
【登録員F】	町会・自治会のあり方について意見がたくさん出ているので、続けて話してみたらどうでしょうか。
【登録員J】	同じようなテーマになってしまうので、また必要がでたらやればいいと思います。雰囲気を変えた方がいいと思います。
【登録員I】	まちづくりというところで行くと、やはり草加市、これだけ人口が増えてきてはいますが、魅力って何なのといった時に、草加煎餅だけなのも寂しいと思います。せっかくスカイツリーがつながっている沿線なので、これから2020年に向けた経済活性化について考えた方がいいと思います。草加市の魅力や活性化について取り上げてみたらいかがでしょうか。
【登録員】	賛成

【進行A】	<p>今のご意見を含めたもう少し具体的な中身について、事務局とテーマ出題者とで整理した上で次回会議のテーマとするということではいかがでしょうか。</p>
【登録員】	<p>賛成</p>
【登録員H】	<p>私はメールでテーマを挙げたのですが、ここに書かれていません。</p>
【事務局】 (藤倉課長補佐)	<p>まだテーマとして取り上げてない方からのテーマを優先したいと考えております。【登録員H】からいただいたテーマはストックさせていただきたいと思います。ここに参加されている皆さまが思っている疑問などについて、ぜひ皆さんと共有したい、議論したいということがあれば出していただきたいと思います。少しでも皆さんのテーマをこの場に出していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
【進行A】	<p>もう一つの候補としては、何人かのグループでテーマを出すという方法があってもいいと思います。お一人の意見というのを、何人かが集まって、やはりそのことは大事だから提案してみよう、議論してみよう、といった提案の仕方でもいいと思います。次回は「草加市の魅力と経済活性化」をテーマにしながら、事務局で出題者と一緒に内容を整理していただいた上で進めたいと思いますので、ご協力をお願いします。</p>
【登録員F】	<p>会議の案内を送っていただく時に、テーマの趣旨を添えていただきたいです。</p>
【進行A】	<p>事務局の方でお願いします。以上でよろしければ、進行の役割を解かさせていただきたいと思います。</p>
【事務局】 (藤倉課長補佐)	<p>本日、進行役を務めていただきました登録員の皆さま、ありがとうございました。進行は大変難しいところですが、お引き受けいただいて事務局と一緒にやっていくのですが、次回も引き続き進行役をお願いしたいと思うのですが、皆さまいかがでしょうか。</p>
【登録員】	<p>拍手</p>
【事務局】 (藤倉課長補佐)	<p>引き続きよろしくお願いいたします。それでは本日の議事は終了いたします。次回の会議は、平成28年10月25日(火)に同じ場所(中央公民館第1第2講座室)で午後7時から開催します。そして、先ほどもご案内がありましたが、皆さまに開催のご案内をお送りさせていただく際に、テーマの内容も入れてお送りさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。それではこれもちまして、平成28年度第2回みんなでまちづくり会議を終了いたします。ありがとうございました。</p>

平成28年度第2回みんなでまちづくり会議

次 第

平成28年7月27日(水)午後7時～
草加市立中央公民館 第1・2講座室

1. 開 会

2. 議 事

< 議題 >

「首都直下型地震時の高年者世帯の避難補助体制の構築」

3. 閉 会

(みんなでまちづくり会議)・・・草加市みんなでまちづくり自治基本条例より抜粋

第26条 市は、次の事項について市民の参画を実現するため、まちづくり登録員で構成するみんなでまちづくり会議を開催します。

- (1) 前条のまちづくり計画の提案
- (2) パートナーシップによるまちづくりの政策提言
- (3) この条例の運用の監視
- (4) この条例の調査・研究
- (5) その他この条例に基づくまちづくり

2 市は、前項の内容を公表します。

3 市は、みんなでまちづくり会議において提案され、話し合われた事項について、市政に反映するよう努めます。

4 市は、前項の反映結果について公表し、みんなでまちづくり会議で説明をします。

5 みんなでまちづくり会議は、前項の反映結果について納得できない場合は、別に定めるところにより、市議会で意見を述べる機会を求めることができます。

6 市議会は、前項の意思を尊重します。

平成28年度第1回みんなでまちづくり会議 意見の整理

テーマ：首都直下型地震時の高年者世帯の避難補助体制の構築

趣旨：現在は、民生委員が高年者世帯のうち要介護者を主体に名簿を管理していますが、とても民生委員一人で25から50人もの高年者の避難を援助できません。具体的な法律も条例もありません。どうしますか？

社会的弱者の方も安全に避難できる補助体制を考えます。

Aグループ

- ・避難所運営組織や「地震対策マニュアル」など、なかなか周知されていないので、もう少し広報の仕方を考えて欲しい。
- ・避難所に来られる方はいいけれど、来られなかったらどうするのかに焦点を合わせて話すといい。
- ・要援護者名簿を地元の人たちが持っていなければ、助けられるものも助けられない。
- ・要援護者名簿を町会・自治会に渡せないのは個人情報保護法があるからだと思うが、運用の問題で解決できるのではないか。
- ・訓練をしながら隣近所の情報をまとめていき、住民同士で周知徹底していくことで対処するというのではないか。

Bグループ

- ・福祉課で把握している要援護者名簿を知ってもらっても構わないか本人にあらかじめ確認し、OKならばせめて両隣の方に留意してもらおう形がいいのではないか。
- ・大きい地震が起きた時にお互いのコミュニケーションがとれるようなグループを組織化するよう市役所からも呼びかけをして欲しい。
- ・要援護者に「大丈夫です」というマグネットのようなものを配布するとういのではないか。
- ・家具の転倒を防止する器具を市で給付し、町会・自治会で取り付けてあげることが必要ではないか。
- ・高層マンションでは、電源が落ちてしまうとエレベーターが使用できなくなってしまうので、最低限水をどうするか行政で考えてもらいたい。
- ・マンションに缶詰めにされてしまい動けなくなった時のために、向こう三軒両隣で小さなグループを作ってあらかじめ情報を知らせておき、緊急時には対処するというのではないか。
- ・家屋の倒壊や道路の遮断などでケガ人が出た時のために、ヘリコプターが発着できる場所の整備を行うとともに、無線の設備などを熟知した方にレクチャーしていただくか、大きい施設には常駐していただく形を行政でも考えて欲しい。

Cグループ

- ・発災前の平日頃から隣近所付き合い、コミュニケーションをとることが一番大事ではないか。
- ・発災時に一番困るのは要援護者の避難補助だが、要援護者の情報がない。
- ・災害時の安否確認の方法として、表側に「SOS」、裏側に「避難所にいる」と書かれたプレートをつくり、玄関に貼っておけば居場所が分かるのではないか。
- ・発災時にはまず自分の身を守ることが一番であり、自分の身を守らなければ人は助けられないし、家族も助けられない。自分の身を守ることがまず大事で、その後に家族という事になる。
- ・医師や看護師などの専門職がすぐに対応できるよう、それぞれの組織で話をつけておくことが必要。

- ・要援護者が町内のどこにいるか分からないので、分かるようにしてもらうことが大事なことである。
- ・要援護者、場合によっては寝たきりの人のご家族は情報を外に出そうとしない。もし、聞いたとしても、どのように避難所に搬送するのか、要援護者専門の避難所をつくるのかどうなのかが分からない。
- ・平日の日中に災害が起きた場合、若い人たちは仕事をしているので、高年者だけで対応ができるのか。ここで力になるのは、地域の中学生ではないか。中学生は常日頃いるので、中学生に手伝ってもらう。防災組織が学校側と相談するか、或いは行政が話をさせていただくことも大事なことである。

Dグループ

- ・災害時にはまず自分の身を守ることが大事だという確認から話し合いを始めた。
- ・高層マンションに住んでいる方は、避難所に行くよりも自宅にいた方が安全だとも言われているそうである。そうすると、トイレや水の問題の解決策についても意見が出てきた。
例えば、トイレに大きなゴミ袋を入れて、新聞を入れて、最後は口を閉めて捨てるというように、自宅に居られるようにすることも大事である。
- ・避難所が地域の小中学校であることを、子どもが小学校に通ったことがある母親の立場の人は割と知っていても、仕事に通っている男性は意外と知らないのではないか。
- ・避難所はこういった施設で、自宅に居られなくなった時にはどうすればいいかを掲示していくことで、周知されるといいのではないか。
- ・昼間は男性が仕事に行っているので、女性や高年者でどのように情報を集めながら対応していくのか。
- ・町会の班の範囲ならば誰が住んでいるかが分かるし、町会に入っていない人がいたとしても、狭い範囲ならば何となく分かるのではないか。班がいくつか集まった状態で組織ができるといい。そういったコミュニティの話の中にも、町会の活用や普段からの近所づきあいの大切さなど、出て来ない人はどうしたら出てくるようになり、私たちが情報を共有できるのか。
- ・民生委員は高年者のことは知っているが、ハンディを持つ人や小さい子どもがいる人はあまり知らない。どうやって知るかは町会の役割である。

補足意見

- ・普段から意思疎通できているような身の回りの小さなグループがあることが大事である。この家にどういった人が住んでいるのかを知ることは災害時の救助につながっていくので、そのような日常的なコミュニケーションが大事である。松原団地見守りネットワークのように、そういったことを日常的に実践している団体もある。
- ・同じ階では動けても、階が違くと動けないということや、ドアに鍵がかかっているので災害時に中の様子が分からないといった問題点がたくさんでできた。

市への質問

- ・熊本では市役所がつぶれているところがあったが、地震が起きた時、市内の避難所の耐震化は本当に大丈夫なのか。
避難所となる小中学校の耐震化は終わっている。
- ・熊本では、ボランティアが集まる前に、市や県にたくさんの救援物資がたまってしまう避難所に持って行けない、それから広場に車を停めて寝泊まりをしている人に配れないという問題が起きていた。草加市で地震が起きた場合、例えば市外の建設業者を予約しておいて、緊急に何日かだけ来てもらい、救援物資を配送するといった準備が必要だと思う。

草加市はトラック協会と各避難所に物資を運んでいただく協定を締結している。ただ、トラック協会の方も仕事場で被災すると思うので、すぐには行動がとれないと思うが、全然運べないということではない。また、市内避難所には備蓄倉庫があり、避難している人たちのある程度の日数分の食料をストックしている。だから、救援物資が集まる頃には、トラック協会は動けると考えている。

- ・町会が個人情報を管理してもいいかということを回覧板で配り、異論がある人だけ言ってくださいと言えばそれで済むのではないか。市は町会長には名簿を公開してもいいし、それは個人情報保護法に触れず、訴訟も起こされないと考える。
- ・電源が落ちてエレベーターが止まってしまうと、高層階に住んでいる高年者は水を運ぶこともできない。そのような事態に備えて、市は電源車のようなものを何台か用意できないのか。

要介護者の避難誘導について、どうすれば市民自身が協力しながら助け合うことができるのか？

- ・ただ高齢者というだけならば、町会に入っていれば町会長などはだいたい把握している。町会に入っていない人は把握が難しい。
- ・要介護者などについては、なかなか家族から情報が外に出ないが、何名かの方にそういった情報を出してもらえれば、地域で割り当てを決めて、自分が無事だったら救助するような体制ができればいい。
- ・一昨年、各町会に宛てて全世帯でアンケート調査を行ったところ、人材を発掘するのに役立った。元看護師、医者、建築業などの特技を各町会がまとめて万が一の時には協力をお願いするという体制をとることを地区内の各町会長にお願いをした。皆さんもやっていただくといいと思う。
- ・今の町会加入率の低さを考えた場合、どれだけフォローできるのか。どうやったら町会に入ってもらえるのか、自己責任で全部任せるのか、共助互助の精神がない人は知らないよとするのか、加入率を上げるためには何か方策を考えているのか。

会費を安くするのが一番ではないか。

金額だけの問題なのか。町会としてこういうことをやっているということなのか。

- ・幼い頃、町会はネガティブなイメージが強かったが、現在こういった場に参加して、町会の重要さが分かってきた。自分は草加出身で地域の小・中学校の友人がたくさんいるので、その者にまずは町会の大切さについて話をしている。皆さん、お子さんがいると思うので、そういった方に少しずつでも話を広げていただければ、いつかは動くのではないかと思う。自分の場合は30何年かかったかもしれないが、やっとこの年になってその重要さが分かってきたので、そういったことを若い人に伝えていくことも必要だと思う。

松原団地見守りネットワークの実例

- ・要請があれば車いすなどで病院に連れて行ったり、掃除をしたりしている。安否確認の電話もやっている。松原団地の中だったら松原団地見守りネットワークである程度は把握している。他の地域でも、大きい範囲ではなくて小さい範囲でいいから小さいグループがあれば、難しいことをやらなくても把握できると思う。
- ・要介護を隠しているという話を聞いたが、松原団地ではやっと介護を受けましたと喜んでいる人が結構いるので、その辺りの見方も違うのではないかと考えている。

テーマ出題者の感想

- ・首都直下型地震時の高年者世帯の避難補助体制の構築というのは非常に重たいテーマなので、一度や二度ではなくて、三度も四度も大地震を経験してそしてやっと答えが見える程度のものだと思う。それでは、絶望していいのか、そうではない。1万5千年前、縄文時代の始まりにも災害が必ずあったと思う。それでも我々のご先祖様は生き残ってきたのだ。今よりもはるかにものはない。制度もない。そういう時代に我々の

ご先祖様は生き残ってきたのだ。日本人としての助け合いの精神と優しい心を持っているので、これからも、生き残れると私は考えている。

次回の会議について

・重いテーマなのでなかなか結論がでないが、今回の議論を一度持ち帰り、次回の会議でもう少し深めていくこととする。市からも必要最低限の範囲で、こういった貴重な今回の議論を踏まえて、登録員と共有しておきたい情報を共有していくことで次回の会議にしたい。

草加市みんなでまちづくり会議 応募テーマ一覧（5件）

テーマ 「子どもと大人の人権を大切にすまちづくり」

内 容：すべての人の人権が大切にされ、心地よく暮らせる街になるよう、「当事者」の話の聞き、立場の異なる人に対する共感を持つことを目指して、「人権」の問題を考える機会（フォーラムなど）を開く。単発的なものではなく、繰り返し、機会を重ねていくこと。子どもと大人が共に学び、認識を深めていけるものであること。「草加市子どもと大人の人権条例」のようなものが出来たら嬉しいと思います。

テーマ 「首都直下型地震時の老人世帯の避難補助体制の構築」

内 容：現在は、地区民生委員が老人世帯のうち要介護者を主体に名簿を管理していますが、とても民生委員一人で25から50人もの老人の避難を援助できません。具体的な法律も条例もありません。どうしますか？

テーマ 「人が健康で楽しさ溢れるエアの町 草加」

内 容：子どもも大人も老人も住んで楽しい美しい町をめざす。自転車ロードを作り、体を鍛え、排気ガスの少ない町をめざす。日本で魁エアの町にする。その横には、花を植え、楽しい美しさを入れる。資源や特徴のない町だからこそ、必要である。まず始めに、河川の道を整備し、草加の町を一周できるようにする。老人の楽しみも増え、介護を受ける人も少なくなり、介護医療費を抑える事になる。

テーマ 「地域コミュニティの再生 - 安全・安心して暮らせるまちづくり - 」

内 容：少子高齢化が喫緊の課題となっています。大所高所の政策・施策は国や県が取り組むべきと考えますが、市民レベルで取り組める課題もあるように思います。それが本会議の目標でもありましょう。そこで、身近な問題として高齢者問題の観点から「地域コミュニティの再生」について考えてみたいと思います。シャッター街商店や空き屋の増加、老人の孤独死など、地域の崩壊が言われています。キーワードを“安全安心して暮らせるまちづくり”として、地域コミュニティ再生のためにはどうすればよいか。退職高齢者の増加（団塊世代）と活躍の場も視野に入れ、議論できればというのが趣旨です。

（ 裏面あり ）

テーマ 「市民が安全にかつ快適に利用できる公共的施設づくり」

内 容：建築から40年以上経過している「草加市文化会館」「草加市中央公民館」「草加市体育館」等の公共的施設はかなり老朽化しており、耐震性等の安全性の問題、修繕費支出の増加問題、利用する市民の利便性等の観点から、近い将来取り壊しが必要となることが予想される。

現在はそれぞれ別の建物となっているが、これからは総合的複合施設として、多機能のコンプレックスビルとして生まれ変わることが、利用する市民の安全性、草加市の支出費用の合理性、利用者の快適性等の観点から望まれるところである。

どのような機能がその建物に与えられるかも含めて、まちづくり会議のメンバーが建築場所や費用について検討し、実現に向けて提言していきたいと思う。

みんなでまちづくり会議の運用

みんなでまちづくり会議 の3つの機能

①市民同士の話し合い

市民が
集まる場

情報交換
の場

議論のテーマを市民が発意し、市民が他の市民と話し合える場として活用できる機能。

同じテーマで活動する団体との情報交換や協力関係を築く場として活用したり、全く別のテーマで活動する団体からの新たな発想や広い視点での意見交換ができる場として活用します。

普段、なかなか接する機会のない市民同士が集まり、意見交換することで、新たな気づきが生まれます。

②市からの発信・情報共有

市の情報
発信の場

市民意見を
聴く場

市民からの提案がなくても、出来るだけ定期的な開催が実現できるよう、市が情報を発信したり、市民の意見を聴く場として活用します。特に、市の重要な計画等を策定する場合は、パブリックコメントとは別に、積極的にまちづくりに取り組む市民の意見を聴くことができる機会として活用します。

③提案について考える

市民への
相談の場

提案を議論
する場

提案の前段の相談手法のひとつとして、みんなでまちづくり会議を市民同士の意見交換や協力体制確保の機会として活用し、まちづくりへの市民参加を促進するとともに、提案をより具体性のあるものとなるよう市民同士で提案を考える場としても活用します。

市民同士
の連携

市民活動
の活発化

提案

協働事業

市民自治
の実現

と

パートナー
シップによる
まちづくり

提案できるまちづくり計画の要件

対等の立場

パートナーシップによるまちづくりの7つの原則に基づくもの
(主体性・対等性・協調性・柔軟性・公開性・普遍性・発展性)

共通して取り組む目的

市の基本構想及び各分野の基本的な計画に反しないもの

役割分担

提案者と市の役割分担が設定されているもの
(双方の役割がゼロでないもの)

草加市みんなでまちづくり自治基本条例

平成 16 年 6 月 18 日

条例第 23 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 2 章 基本方針と基本原則(第 3 条 第 5 条)

第 3 章 市民の権利と責務(第 6 条・第 7 条)

第 4 章 議員と市議会の責務(第 8 条・第 9 条)

第 5 章 市長と市の責務(第 10 条・第 11 条)

第 6 章 市政運営(第 12 条 第 17 条)

第 7 章 まちづくりの環境整備(第 18 条 第 22 条)

第 8 章 まちづくりの参画手続(第 23 条 第 26 条)

第 9 章 住民投票(第 27 条・第 28 条)

第 10 章 条例の検証(第 29 条)

第 11 章 委任(第 30 条)

附則

私たち草加市民は、このまちと人を愛し、デモクラシーの精神にのっとり、このまちが「市民の市民による市民のため」の存在であることを自覚し、すべての市民の自由と平等と公正を保障する「だれもが幸せなまち」をつくります。

市民、市議会、市が市民自治を原則として、それぞれが主体的に次代をも見据えたまちづくりを行うため、ここに草加市みんなでまちづくり自治基本条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、草加市における市民自治の実現とパートナーシップによるまちづくりを進めるため、市民、市議会、市の関係やそれぞれの役割と責務を明らかにし、自治の基本原則を定めることを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例で使う言葉の意味は、次のとおりです。

- 市民 草加市に住み、働き、学ぶすべての人や団体、市内に事務所や事業所を有する法人、その他利害関係がある人や団体をいいます。
- 市民自治 市民が主体的にあらゆる課題の解決に向けてともに考え行動することをいいます。
- 参画 市の政策立案から実施、評価までの各段階に市民が主体的に参加することをいいます。
- まちづくり 前文に掲げた理念に基づき、「だれもが幸せなまち」を実現することをいいます。
- パートナーシップ 市民、市議会、市の相互の信頼に基づく対等な関係をいいます。

第 2 章 基本方針と基本原則

(基本方針)

第 3 条 市民、市議会、市は、次の基本方針に基づいて、総合的・計画的・民主的にまちづくりに取り組みます。

- すべての市民が参画できるまちづくりを進めます。
- 市民の自立と自律によるまちづくりを進めます。
- 市民主体のまちづくりを進めます。

(パートナーシップによるまちづくりの 7 つの原則)

第 4 条 市民、市議会、市は、次の原則に基づいてパートナーシップによるまちづくりを進めます。

- 主体性 主体性に基づいてまちづくりを進めます。
- 対等性 対等の立場に立ってまちづくりに取り組みます。
- 協調性 相手を尊重し、相手の立場や主張について理解します。
- 柔軟性 従来の発想にとらわれることなく、自己改革を進めます。
- 公開性 まちづくりに関する情報を広く公開し、共有します。
- 普遍性 市のすべての施策や事業をパートナーシップの観点から実施します。
- 発展性 従来の関係に安住することなく、さらに新しい関係への発展をめざします。

(条例の位置づけ)

第 5 条 市議会、市は、この条例を草加市における最高規範とし、他の条例などの制定改廃や計画などの策定を行うときは、この条例の趣旨を尊重します。

第 3 章 市民の権利と責務

(市民の権利)

第 6 条 市民は、まちづくりに関して、意見を表明し、提案する権利を有します。

2 市民は、お互いを尊重し、思いやる精神を基本として、まちづくりを行う権利を有します。

3 市民は、まちづくりに関して、市議会、市の保有する情報を知る権利を有します。

4 市民は、行政サービスを等しく受ける権利を有します。

(市民の責務)

第 7 条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚し、積極的にまちづくりを行うよう努めます。

2 市民は、まちづくりを行うに当たり、自らの発言と行動に責任を持ちます。

3 市民は、公共の福祉、次世代への負担と市の将来を考え、前条の権利を濫用しません。

第 4 章 議員と市議会の責務

(議員の責務)

第 8 条 議員は、すべての市民の代表としての自覚を持ち、審議能力、政策提案能力を高め、常に公益の実現に努めます。

(市議会の責務)

第 9 条 市議会は、市民の代表として選ばれた議員によって組織された草加市の最高意思決定機関であり、市民の意思が市政に反映されることを念頭において活動します。

2 市議会は、行政活動が民主的で効率的に行われているかを調査・監視し、市の政策水準の向上や行政運営の円滑化に努めます。

3 市議会は、市民のパートナーとして常に変革に努め、情報の公開と市民の参画を進めます。

第 5 章 市長と市の責務

(市長の責務)

第 10 条 市長は、市政の最高責任者であり、全体の奉仕者としての自覚を持ち、公正かつ誠実に市政の執行に当たり、常に市民福祉の向上に努めます。

(市の責務)

第 11 条 市は、市議会の議決を経て、基本構想とその実現のための基本計画を定め、これに基づいてまちづくりを進めます。

2 市は、前項の計画の具体的な実現のために、各分野の基本的な計画を定め、これに基づいてまちづくりを進めます。

3 市は、第 1 項と第 2 項の構想と計画を定めるときやまちづくりを行うときは、市民の参画を進めます。

4 市は、市民自治を基本としたパートナーシップによるまちづくりのために必要な施策や事業を行います。

5 市は、市民の参画が、行政活動を行うに当たり市が負うべき義務と責任を軽減することにつながるとは解しません。

第 6 章 市政運営

(説明責任・応答責任)

第 12 条 市は、施策の進捗状況や意思決定の過程について、市民にわかりやすく説明します。

2 市は、市民から意見、要望、苦情などがあつたときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に応答します。

3 市議会は、市民に対し、市政に関する説明責任が十分に果たされるよう努めます。

(情報の公開と共有)

第 13 条 市は、まちづくりに関する情報を積極的に公開します。

2 市民は、自らのまちづくりに関する情報を互いに共有するよう努めます。

3 市民と市は、まちづくりに関する情報を共有するよう努めます。

(個人情報の保護)

第 14 条 市民、市議会、市は、個人の権利と利益が侵害されることのないように、個人情報を保護します。

(パブリックコメント)

第 15 条 市は、重要な条例の制定や計画の策定などをするときは、事前に案を公表し、市民の意見を聴くように努めます。

2 前項の規定により、市民の意見が提出されたときは、その意見に対する市の考え方を公表します。

(審議会委員などの公募)

第 16 条 市は、審議会その他の附属機関などの委員には、公募による委員を加えるよう努めます。

(評価の実施)

第 17 条 市は、まちづくりの目標に照らし、取り組みの有効性、効率性などについて評価を実施します。

2 市は、まちづくりの評価の結果を分かりやすく市民に公表します。

第 7 章 まちづくりの環境整備

(人材の育成)

第 18 条 市は、パートナーシップによるまちづくりを進めるため、学習の機会を提供するとともに、専門家の派遣などの技術的な支援を行い人材を育成します。

2 市民は、パートナーシップによるまちづくりを進めるため、自らまちづくりに関する学習に努め、人材の育成に努めます。

3 市は、パートナーシップによるまちづくりに必要な能力を備えた市職員の育成に努めます。

(組織づくり)

第 19 条 パートナーシップによるまちづくりを進めるため、市民は組織を作ることができ、市は必要な組織を作ります。

(基金などの設置)

第 20 条 市は、市民の主体的なまちづくり活動の支援を目的とする基金と制度を作ります。

(拠点・ネットワークづくり)

第 21 条 市民、市は、まちづくりの拠点やネットワークづくりに努めます。

(まちづくり支援団体)

第 22 条 市は、市民の主体的なまちづくり活動を支援するため、まちづくり支援団体を作り、その活動に必要な経費の助成などの財政的な支援や業務の委託をすることができます。

第8章 まちづくりの参画手続

(まちづくりの相談)

第23条 市民は、他の市民と市にまちづくりに関する相談をすることができます。

(まちづくり活動の登録など)

第24条 市民は、パートナーシップによるまちづくりに取り組むときは、市にまちづくり活動の登録をすることができます。

2 市民は、一定の地域のパートナーシップによるまちづくりに取り組むときは、地域まちづくり団体を作り、市にまちづくり活動の登録をすることができます。

3 第1項と第2項により、まちづくり活動の登録をした市民(以下「まちづくり登録員」といいます。)は、他の市民と連携し、主体的にまちづくり活動を行うとともに、まちづくり計画の作成に積極的に取り組みます。

(まちづくり計画の提案)

第25条 まちづくり登録員は、次条のみんなでまちづくり会議の場で、まちづくり計画を提案することができます。

(みんなでまちづくり会議)

第26条 市は、次の事項について市民の参画を実現するため、まちづくり登録員で構成するみんなでまちづくり会議を開催します。

- (1) 前条のまちづくり計画の提案
- (2) パートナーシップによるまちづくりの政策提言
- (3) この条例の運用の監視
- (4) この条例の調査・研究
- (5) その他この条例に基づくまちづくり

2 市は、前項の内容を公表します。

3 市は、みんなでまちづくり会議において提案され、話し合われた事項について、市政に反映するよう努めます。

4 市は、前項の反映結果について公表し、みんなでまちづくり会議で説明をします。

5 みんなでまちづくり会議は、前項の反映結果について納得できない場合は、別に定めるところにより、市議会で意見を述べる機会を求めることができます。

6 市議会は、前項の意思を尊重します。

第9章 住民投票

(住民投票)

第27条 市長は、市政の重要事項について、広く市民の意見を確認するため、住民投票を実施することができます。

2 市長は、住民投票の結果を尊重します。

3 住民投票を行うときは、そのつど投票できる人、投票結果の取扱いなどを規定した条例を別に定めます。

(住民投票の発議・請求)

第28条 草加市において選挙権を有する人は、その総数の50分の1以上の連署により、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求できます。

2 議員は、議員定数の12分の1以上の議員の発議により、住民投票を規定した条例を市議会に提出できます。

3 市長は、住民投票を規定した条例を市議会に提出することにより住民投票を発議できます。

第10章 条例の検証

(条例の検証)

第29条 この条例が市民、市議会、市のパートナーシップによるまちづくりを常に保障するため、

この条例を施行後5年以内ごとに検証します。

第11章 委任

第30条 この条例の施行について必要な事項は、別に定めます。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行します。

附 則(平成23年条例第20号)

この条例は、公布の日から施行します。

草加市みんなでまちづくり自治基本条例に定めるまちづくりの参画手続きに

関する規則

平成26年9月30日

規則第31号

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 まちづくり活動の登録等(第3条-第9条)

第3章 まちづくり計画(第10条-第16条)

第4章 みんなでまちづくり会議(第17条-第30条)

第5章 委任(第31条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、草加市みんなでまちづくり自治基本条例(平成16年条例第23号。以下「条例」といいます。)第23条から第26条までの規定に基づくまちづくりの参画手続について、必要な事項を定めるものです。

(定義)

第2条 この規則における用語の意味は、条例の例によります。

第2章 まちづくり活動の登録等

(まちづくり活動の登録資格)

第3条 条例第24条に規定するまちづくり活動の登録をすることができる市民は、次に掲げる要件を備えていなければなりません。

- (1) 市民であること。団体の場合は、3人以上の構成員により組織され、主たる構成員が市民であること。
- (2) 次条に規定するまちづくり活動に取り組んでいる、又は取り組もうとしていること。

(まちづくり活動の要件)

第4条 前条第2号に規定するまちづくり活動は、次に掲げる要件を備えていなければなりません。

- (1) 特定の政治的又は宗教的な目的を持っていないこと。
- (2) 専ら営利や私的な利益を目的としていないこと。
- (3) その他公序良俗に反する目的を持っていないこと。

(登録手続等)

第5条 まちづくり活動の登録をしようとする市民(以下「申請者」といいます。)は、まちづくり活動登録申請書(第1号様式)を市長に提出しなければなりません。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに登録の可否を決定し、申請者に対し、まちづくり活動登録決定・否決定通知書(第2号様式)により通知するとともに、登録を決定したときは、まちづくり登録員証(第3号

様式)を交付するものとします。

3 市長は、前項の登録を決定したときは、速やかにまちづくり登録員名簿(第4号様式)に登録するものとします。

4 まちづくり登録員は、第1項の申請書の記載事項に変更があったときは、速やかにまちづくり活動登録事項変更届(第5号様式)により市長に届け出なければなりません。

5 まちづくり登録員は、まちづくり活動の登録を辞退しようとするときは、まちづくり活動登録辞退届(第6号様式)により市長に届け出なければなりません。

6 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、まちづくり活動の登録を取り消すことができます。ただし、第1号の場合には、必ず取り消すものとします。

- (1) 前項の届出を受けたとき。
- (2) 第3条及び前条に定める要件を欠いたとき。
- (3) 第1項の申請又は第4項の届出に虚偽の内容があったとき。

7 市長は、前項の規定によりまちづくり活動の登録を取り消したときは、まちづくり活動登録取消通知書(第7号様式)により当該まちづくり登録員に通知します。

(登録内容の公表)

第6条 市長は、市民及びまちづくり登録員相互の交流を図り、主体的なまちづくり活動を活性化するため、前条第2項の規定により登録されたまちづくり活動の登録の内容を公表することができます。

2 市長は、前項の規定による公表を行うときは、草加市個人情報保護条例(平成12年条例第31号)にのっとり、個人情報の保護に配慮しなければなりません。

(報告等)

第7条 市長は、必要であると認めたときは、まちづくり登録員に対し、まちづくり活動の状況について報告を求め、又は意見を聴くことができます。

(人材育成)

第8条 市長は、パートナーシップによるまちづくりを進めるため、まちづくり登録員に対し、学習の機会を提供するとともに、まちづくり活動に関する情報を積極的に発信するものとします。

(助成事業への応募)

第9条 まちづくり登録員は、市長が別に定めるところにより、ふるさとまちづくり応援基金の助成事業に応募することができます。

第3章 まちづくり計画

(まちづくり計画の要件)

第10条 条例第25条に規定するまちづくり計画は、次に掲げる要件を満たさなければなりません。

- (1) 条例第4条に規定するパートナーシップによるまちづくりの7つの原則に基づく対等な協力関係があること。

(2) 市の基本構想及び各分野の基本的な計画に反しない形で、市と共通して取り組む目的があること。

(3) 社会的役割又は機能に応じて、市民と市との役割分担が設定されていること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は提案できないものとします。

- (1) 市に対する個人的な苦情・要望等
- (2) パブリックコメントその他これに類する手続を実施した政策案に関する提案
- (3) 提案者又は特定の個人・団体等の営利を目的とした提案
- (4) 特定の政治的又は宗教的な目的のもの
- (5) その他条例の目的に反するもの

(事前相談)

第11条 まちづくり計画の提案をするまちづくり登録員(以下「提案者」といいます。)は、まちづくり計画事前相談書(第8号様式)を作成し、事前に市に相談を行うものとします。

(他のまちづくり登録員への意見聴取)

第12条 提案者は、前条の事前相談を行った後に、条例第26条に規定するみんなでまちづくり会議(以下「会議」といいます。)に議題を提出し、まちづくり登録員の意見を聴くものとします。

2 前項の場合の手続は、第20条の規定を準用するものとします。

(まちづくり計画の提案)

第13条 提案者は、前条の手続を経て提案を行うときは、市長にまちづくり計画提案書(第9号様式)を提出しなければなりません。

(市政への反映の検討)

第14条 市長は、前条の規定による提案について、市政への反映を検討するものとします。

2 前項の検討手続については、市長が別に定めます。

(市政への反映結果の説明)

第15条 市長は、条例第26条第4項の規定により同項の反映の検討結果を会議に説明しなければなりません。ただし、次の場合には説明を拒むことができます。

- (1) 会議の目的である事項に関係ないと認められるとき。
- (2) 草加市情報公開条例(平成12年条例第30号)第7条各号に掲げる非公開情報に該当するとき。

2 市長は、前項ただし書の場合であっても、同項各号に該当しない部分については説明しなければなりません。

(市議会への発言要求)

第16条 会議は、前条の説明を受けて、当該議題について条例第26条第5項の規定による要求を行うときは、意見陳述申出書(第10号様式)により、市議会に対し、意見を述べる機会を求めるものとします。

第4章 みんなでまちづくり会議

(みんなでまちづくり会議)

第17条 会議は、定例会議と臨時会議とします。

2 定例会議は、原則として、毎年1月、4月、7月及び10月に開催します。

ただし、災害などやむを得ない場合には、この限りではありません。

3 臨時会議は、緊急に会議を招集する必要があるときに開催します。

4 前3項に定めるもののほか、15名以上のまちづくり登録員から請求があったときは、会議を開催します。

(会議の開催)

第18条 会議は、市長が招集します。

2 市長は、会議を開催しようとするときは、会議の開催日の30日前までにまちづくり登録員に対し、会議の開催日とその時間、開催場所、開催目的等を通知するものとします。ただし、緊急を要する場合は、この限りではありません。

3 前項の通知は、原則として、広報紙及び市ホームページへの掲載並びに電子メールの送信により行うものとします。

(会議への出席)

第19条 まちづくり登録員は、会議に出席することができます。ただし、団体であるまちづくり登録員の出席者は1名に限ります。

2 会議に出席する者は、第5条第2項のまちづくり登録員証を持参しなければなりません。

(議題の提出)

第20条 まちづくり登録員は、条例第26条第1項各号に掲げる事項について、会議に議題を提出することができます。ただし、第10条第2項各号に掲げる事項は除きます。

2 まちづくり登録員は、前項の提出を行うときは、みんなでまちづくり会議議題提出書(第11号様式)を市長に提出しなければなりません。

3 市長は、前項の議題の提出を受けたときは、当該議題が条例第26条第1項各号に掲げる事項に該当するかどうかを審査し、みんなでまちづくり会議議題決定通知書(第12号様式)により、当該議題を提出したまちづくり登録員に対し通知するものとします。

4 市長は、前項の審査の結果、会議に提出することに決定した議題について、次回の会議に提出するものとします。

5 市長は、条例第26条第4項の規定により会議において説明を行うなどの必要があるときには、会議に議題を提出することができます。

6 市長は、条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか条例第26条第1項各号に定める事項について、会議に議題を提出することができます。

(提出説明)

第21条 会議に議題を提出したまちづくり登録員(以下「議題の提出者」といいます。)は、会議において当該議題について説明を行わなくてはなりません。この場合において、議題の提出者が説明を行わないときは、やむを得ない場合を除き、当該議題については話し合いを行わないものと

します。

2 前項の説明は、前条第4項の規定により会議に提出された順番により行います。

(会議の進行)

第22条 会議の進行は、事務局又は事務局が委任した者が行います。

(出席者の発言権)

第23条 出席者の発言権は、これを保証します。

(議事録)

第24条 会議の議事録は、事務局が作成します。

2 議事録には、出席者のうち2名が署名します。

3 事務局は、議事録を作成後速やかに市長に提出しなければなりません。

4 市長は、前項の送付を受けたときは、市長が別に定める方法や場所により、公表し、一般の閲覧に供しなければなりません。

(関係者の出席等の要請)

第25条 市長は、必要に応じて、関係者の出席及び資料の提出を要請することができます。

(専門家の出席)

第26条 市長は、議題の内容に応じて、会議に知識経験者等の専門家を出席させることができます。

(会議の秩序維持)

第27条 会議の出席者は、会議の秩序を乱す次のようなことを会議の場で行ってはなりません。

(1) 公序良俗に反する行為

(2) 大声で騒ぐなど議事の進行を妨げる行為

(3) 前2号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為

(会議の公開)

第28条 会議は、公開とします。

(傍聴)

第29条 市民は、会議を傍聴することができます。

2 傍聴できる人数については、市長が開催場所に応じて別に定めます。

3 傍聴は、静粛を原則とし、次に掲げる事項を守らなくてはなりません。

(1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 第27条各号に定める行為を行わないこと。

(事務局)

第30条 会議の事務局は、自治文化部みんなでまちづくり課に置きます。

2 会議の庶務は、事務局が行います。ただし、まちづくり登録員から協力の申し出があった場合、会議の庶務(第24条に規定する議事録の作成を含

みます。)について、協力を申し出たまちづくり登録員に協力を依頼することができます。

第5章 委任

(委任)

第31条 この規則に定めるもののほか、まちづくりの参画手続について必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行します。

(草加市みんなでまちづくり自治基本条例に定めるみんなでまちづくり会議に関する規則の廃止)

2 草加市みんなでまちづくり自治基本条例に定めるみんなでまちづくり会議に関する規則(平成16年規則第56号)は廃止します。

草加市みんなでまちづくり会議 応募テーマ一覧

「草加市の魅力と経済活性化」

「町会・自治会の在り方」

「子育て支援 他の地域と草加市の差別化 」

「年齢無制限 就職制度 スカウト方式」

「健康な人にメリットを」

お一人の登録員から から のテーマをいただきました。